

令和4年度動物実験に関する自己点検・評価報告書

三重大学動物実験委員会

令和5年8月

I. 規程及び体制等の整備状況

1. 機関内規程

1) 評価結果 ☒ 基本指針に適合する機関内規程が定められている。 ☐ 機関内規程は定められているが、一部に改善すべき点がある。 ☐ 機関内規程が定められていない。
2) 自己点検の対象とした資料 ・三重大学動物実験取扱規程（平成 19 年 2 月 28 日）
3) 評価結果の判断理由（改善すべき点があれば、明記する。） 機関内規程が適性に定められている。
4) 改善の方針 該当なし

2. 動物実験委員会

1) 評価結果 ☒ 基本指針に適合する動物実験委員会が置かれている。 ☐ 動物実験委員会は置かれているが、一部に改善すべき点がある。 ☐ 動物実験委員会は置かれていない。
2) 自己点検の対象とした資料 ・三重大学動物実験取扱規程（平成 19 年 2 月 28 日） ・三重大学動物実験委員会規程（平成 19 年 2 月 28 日） ・三重大学動物実験委員会名簿
3) 評価結果の判断理由（改善すべき点があれば、明記する。） 三重大学動物実験取扱規程に基づき、三重大学動物実験委員会が設置され適正に運営されている。
4) 改善の方針 該当なし

3. 動物実験の実施体制

（動物実験計画書の立案、審査、承認、結果報告の実施体制が定められているか？）

1) 評価結果 ☒ 基本指針に適合し、動物実験の実施体制が定められている。 ☐ 動物実験の実施体制が定められているが、一部に改善すべき点がある。 ☐ 動物実験の実施体制が定められていない。
2) 自己点検の対象とした資料 ・三重大学動物実験取扱規程（平成 19 年 2 月 28 日） ・三重大学動物実験取扱細則（平成 19 年 3 月 30 日）
3) 評価結果の判断理由（改善すべき点があれば、明記する。） 三重大学動物実験取扱規程および三重大学動物実験取扱細則に則り、動物実験計画の立案、審査、承認、結果報告等の実施体制が適正に定められている。

4) 改善の方針

該当なし

4. 安全管理に注意を要する動物実験の実施体制

(遺伝子組み換え動物実験、感染動物実験等の実施体制が定められているか?)

1) 評価結果

- ☒ 基本方針に適合し、安全管理に注意を要する動物実験の実施体制が定められている。
- ☐ 安全管理に注意を要する動物実験の実施体制が定められているが、一部に改善すべき点がある。
- ☐ 安全管理に注意を要する動物実験の実施体制が定められていない。
- ☐ 該当する動物実験は、行われていない。

2) 自己点検の対象とした資料

- ・三重大学動物実験取扱規程（平成 19 年 2 月 28 日）
- ・三重大学組換え DNA 実験安全管理規程（平成 17 年 3 月 24 日）
- ・三重大学病原体等安全管理規程（平成 27 年 10 月 30 日）
- ・国立大学法人三重大学毒物及び劇物管理規程（平成 16 年 12 月 1 日）

3) 評価結果の判断理由（改善すべき点があれば、明記する。）

全学動物実験規程に則り、安全管理に注意を要する動物実験の実施体制が整えられ、基本方針に適合している。

4) 改善の方針

該当なし

5. 実験動物の飼養保管の体制

(機関内における実験動物の飼養保管施設が把握され、各施設に実験動物管理者が置かれているか?)

1) 評価結果

- ☒ 基本指針や実験動物飼養保管基準に適合し、適正な飼養保管の体制である。
- ☐ 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。
- ☐ 多くの改善すべき問題がある。

2) 自己点検の対象とした資料

- ・三重大学動物実験取扱規程（平成 19 年 2 月 28 日）
- ・三重大学研究基盤推進機構先端科学研究支援センター規程（平成 28 年 10 月 31 日）
- ・三重大学研究基盤推進機構先端科学研究支援センター動物実験施設利用内規（平成 28 年 11 月 1 日）

3) 評価結果の判断理由（改善すべき点があれば、明記する。）

規程に則り、本学の実験動物飼養保管施設が把握され、同施設に実験動物管理者が置かれている。

4) 改善の方針

該当なし

6. その他（動物実験の実施体制において特記すべき取り組み及びその点検・自己評価）

該当なし

II. 実施状況

1. 動物実験委員会

(動物実験委員会は、機関内規程に定めた機能を果たしているか?)

1) 評価結果 ☒ 基本指針に適合し、適正に機能している。 ☐ 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 ☐ 多くの改善すべき問題がある。
2) 自己点検の対象とした資料 ・三重大学動物実験委員会規程（平成 19 年 2 月 28 日）
3) 評価結果の判断理由（改善すべき点があれば、明記する。） 三重大学動物実験委員会規程に基づき、適正な活動を実施している。
4) 改善の方針 該当なし

2. 動物実験の実施状況

(動物実験計画書の立案、審査、承認、結果報告が実施されているか?)

1) 評価結果 ☒ 基本指針に適合し、適正に動物実験が実施されている。 ☐ 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 ☐ 多くの改善すべき問題がある。
2) 自己点検の対象とした資料 ・動物実験計画の申請書類 ・動物実験完了（中止）報告書
3) 評価結果の判断理由（改善すべき点があれば、明記する。） 動物実験計画書の立案、審査、承認、結果報告が適正に実施されている。
4) 改善の方針 該当なし

3. 安全管理を要する動物実験の実施状況

(当該実験が安全に実施されているか?)

1) 評価結果 ☒ 基本指針に適合し、該当する動物実験が適正に実施されている。 ☐ 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 ☐ 多くの改善すべき問題がある。 ☐ 該当する動物実験は、行われていない。
2) 自己点検の対象とした資料 ・動物実験計画の申請書類 ・動物実験完了（中止）報告書
3) 評価結果の判断理由（改善すべき点があれば、明記する。）

安全管理を要する動物実験が適正に実施されている。
4) 改善の方針 該当なし

4. 実験動物の飼養保管状況

(飼養保管は飼養保管手順書等により適正に実施されているか?)

1) 評価結果 ☒ 基本指針や実験動物飼養保管基準に適合し、適正に実験動物の飼養保管がされている。 ☐ 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 ☐ 多くの改善すべき問題がある。
2) 自己点検の対象とした資料 ・三重大学動物実験取扱規程（平成 19 年 2 月 28 日） ・三重大学研究基盤推進機構先端科学研究支援センター動物実験施設利用内規（平成 28 年 11 月 1 日） ・三重大学研究基盤推進機構先端科学研究支援センター動物実験施設利用心得（平成 28 年 11 月 1 日）
3) 評価結果の判断理由（改善すべき点があれば、明記する。） 飼養保管は飼養保管マニュアル等により適切に実施されている。
4) 改善の方針 該当なし

5. 施設等の維持管理の状況

(機関内の飼養保管施設は適正な維持管理が実施されているか？修理等の必要な施設や設備に、改善計画は立てられているか？)

1) 評価結果 ☒ 基本指針や実験動物飼養保管基準に適合し、適正に維持管理されている。 ☐ 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 ☐ 多くの改善すべき問題がある。
2) 自己点検の対象とした資料 ・施設等（動物実験施設）設置承認申請書
3) 評価結果の判断理由（改善すべき点があれば、明記する。） 機関内の飼養保管施設は、適正に維持管理が実施されている。
4) 改善の方針 該当なし

6. 教育訓練の実施状況

(実験動物管理者、動物実験実施者、飼養者等に対する教育訓練を実施しているか?)

1) 評価結果 ☒ 基本指針や実験動物飼養保管基準に適合し、適正に実施されている。 ☐ 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。

☐ 多くの改善すべき問題がある。
2) 自己点検の対象とした資料 ・公益社団法人日本実験動物学会 第 17 回 実験動物管理者等研修会 ・三重大学における動物実験教育訓練の実施状況（別紙 1） 令和 4 年度 実施回数 7 回、受講人数 197 名
3) 評価結果の判断理由（改善すべき点があれば、明記する。） 三重大学動物実験取扱規程に基づき、適正に実施されている。
4) 改善の方針 該当なし

7. 自己点検・評価、情報公開

（基本指針への適合性に関する自己点検・評価、関連事項の情報公開を実施しているか？）

1) 評価結果 ☒ 基本指針に適合し、適正に自己点検・評価、情報公開が実施されている。 ☐ 概ね良好であるが、一部に改善すべき点がある。 ☐ 多くの改善すべき問題がある。
2) 自己点検の対象とした資料 ・動物実験に関する自己点検・評価報告書 ・三重大学ホームページ ・三重大学動物実験委員会ホームページ
3) 評価結果の判断理由（改善すべき点があれば、明記する。） 国動協の要請する情報公開項目について、全て公開している。
4) 改善の方針 該当なし。

8. その他

（動物実験の実施状況において、機関特有の点検・評価事項およびその結果）

1) 三重大学動物実験委員会の構成（別紙 2） 三重大学動物実験委員会規程 第 3 条に掲げる委員 ・理事のうち学長が指名した者 1 名 ・研究基盤推進機構先端科学研究支援センター長 ・研究基盤推進機構先端科学研究支援センター動物実験施設統括責任者 ・研究基盤推進機構先端科学研究支援センター動物機能ゲノミクス部門の専任教員（実験動物管理者） 1 名

- ・ 魚類実験審査小委員会委員長
- ・ 医学部又は医学系研究科から推薦された大学教員 2 名
- ・ 生物資源学研究科から推薦された大学教員 1 名
- ・ その他学長が必要と認めた者

2) 三重大学における動物実験計画書の審査状況（別紙3）

3) 三重大学における実験動物の種ごとの飼養数について（別紙4）

4) 毎年、実験動物感謝式を実施している。

■令和 4 年度 動物実験教育訓練実施状況

回数	開催日	参加者数
第 1 回	令和 4 年 4 月 27 日	144 名
第 2 回	令和 4 年 5 月 26 日	2 名
第 3 回	令和 4 年 6 月 27 日	7 名
第 4 回	令和 4 年 10 月 5 日	19 名
第 5 回	令和 4 年 12 月 9 日	9 名
第 6 回	令和 5 年 2 月 13 日	6 名
第 7 回	令和 5 年 3 月 15 日	10 名
	合計	197 名

■実施内容の概略

1. 関連法規、指針及び本学の規程等の説明
2. 動物実験等の方法に関する基本事項
3. 実験動物の飼養・保管に関する事項、ならびに安全管理に関する事項
4. 申請書の書き方等の説明
5. 質疑応答

■令和 4 年度 三重大学動物実験委員会

1. 委員会委員

	職名	専門分野	備考	役割
第 1 号委員	理事（研究・社会連携担当）			（3）
第 2 号委員	研究基盤推進機構 先端科学研究支援センター長			（3）
第 3 号委員	研究基盤推進機構 先端科学研究支援センター 動物実験施設統括責任者	医学系研究科	委員長	（1）
第 4 号委員	研究基盤推進機構 先端科学研究支援センター 動物機能ゲノミクス部門 准教授	動物機能ゲノミクス	副委員長	（1）
第 5 号委員	魚類実験審査小委員会委員長	医学系研究科		（2）
第 6 号委員	教授	医学系研究科		（2）
〃	教授	医学系研究科		（3）
第 7 号委員	教授	生物資源学研究科		（2）
第 8 号委員	国立成育医療センター研究所 実験動物管理室 室長	実験動物学		（2）

2. 任期 （1）第 1 号委員～第 3 号委員、
 第 5 号委員 職名指定
 （2）第 4 号委員 任期なし
 （3）第 6 号委員～第 8 号委員 令和 5 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日（任
期 2 年）

3. 役割 （1）動物実験等に関して優れた識見を有する者
 （2）実験動物に関して優れた識見を有する者
 （3）その他学識経験を有する者

■令和 4 年度 動物実験計画の承認/継続/終了件数

令和 4 年度	医学系研究科・ 医学部附属病院	工学研究科	生物資源学 研究科	地域イノベ ーション学 研究科	研究基盤推 進機構 (旧：地域 イノベーシ ョン推進機 構)	合計
終了	108	4	7	1	3	123
うち変更申請	34	2	0	0	0	36
継続	79	1	1	0	4	85
うち変更申請	4	0	0	0	0	4
承認	121	7	7	1	1	137
うち変更申請	40	1	2	0	1	44

■令和 4 年度 実験動物の種ごとの飼養数について

	ゲッ歯目				重歯目	食肉目	その他
	マウス	ラット	ハムスター	モルモット	ウサギ	イヌ	ゼブラ フィッシュ
動物飼育匹数 (日平均)	9,001	466	16	0	37	7	7,000
動物使用匹数 (年間)	18,534 (620)	2,008 (73)	167	0	43	3	1,960

※算出根拠：死亡匹数、各動物実験責任者による照会

※動物使用匹数については申請のあった動物実験で使用された匹数によるもの

※ゼブラフィッシュについては飼育匹数、使用匹数ともに審査対象のみを計上

※括弧内は持ち出し動物匹数